

前橋市水と緑のまちをつくる審議会委員の募集要領

1 趣旨

前橋市における水と緑の適切な保全、創出及び活用を図り、うるおいと安らぎのある都市環境の形成を推進するため、基本的な事項について調査審議する「水と緑のまちをつくる審議会」に、市民の皆さまにご参加いただきたく委員を募集します。

2 公募する委員数

2名（選考）

3 応募資格

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しないこと
- (2) 応募日現在において本市に住所を有すること
- (3) 原則として20歳以上であること
- (4) 平日の昼間の審議会に出席できること
- (5) 応募日現在において、本市の審議会等の委員となっていないこと

4 委員の任期

令和8年12月25日から令和10年3月31日

5 委員への報酬

会議出席時に市が定める報酬をお支払いいたします。

（参考）日額8,700円

（前橋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づく金額）

6 募集期間

令和8年7月15日（水）から令和8年7月31日（金）必着

（郵送の場合は、当日の消印のあるものまで有効とします。）

7 応募方法

(1) 提出書類

前橋市水と緑のまちをつくる審議会委員応募申込書

(2) 概要

応募に際しては、申込書に住所・氏名（ふりがな）・電話番号・年齢・性別及び職

業（学生の場合は学校名・学年）を明記してください。また、緑化保全活動経験のある人はその活動内容を明記してください。

申込書に応募動機（400字程度）を記入していただき、郵送、持参、メールのいずれかにより提出してください。

(3) その他

提出いただいた申込書は返却しません。

8 選考方法

公募委員の選考については、別途定める「水と緑のまちをつくる審議会委員の公募委員に係る選考基準」に基づき次のとおり行うこととします。

- (1) 選考は申込書により行います。
- (2) 選考結果により公募による審議会委員を決定します。
- (3) 結果については、応募者全員に通知します。

9 応募先及び問い合わせ先

〒371-8601

前橋市大手町二丁目12-1

前橋市役所 建設部公園緑地課緑化政策係

電話（代表） 224-1111 内戦3843

直通 898-6842

FAX 243-3512

メール kouenryokuti@city.maebashi.gunma.jp